

令和4年度版

農地中間管理機構を 活用してみませんか

未来の農業経営のため、
安心して農地の貸借ができる
システムです！



NPO法人 とくしまコウノトリ基金提供

農地中間管理事業は

- ◎農業経営の規模拡大・農用地の集団化及び新規参入を促進します。
- ◎農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図ります。

徳島県農地中間管理機構は
「知事の指定」を受けて農地の貸借を進めています。



農地中間管理機構とは



農地を「貸したい方」と「借りたい方」の仲介をするための公的な機関です。

県や市町村と連携しながら農地の有効活用を進めていきます。

徳島県では公益財団法人徳島県農業開発公社が農地中間管理機構に指定されています。

農地中間管理事業の実施方法

※対象は市街化区域以外の農地です。



栽培は野菜だけにしたいなあ…

出し手



経営規模を縮小したい…

①
貸付
申請

③
借受

中間管理機構



②農地のマッチング(お見合い)

③農地を借受 ④担い手に貸付

農地利用集積計画の市町村公告

①
借受
申請

④
貸付

- ・ 農地を借入れ
経営規模の拡大をしたい…
- ・ 新規に農業に
取り組みたい…

受け手
(担い手)



機構に農地を**貸す**
場合の流れ

出し手から
「農地を貸したい」旨の相談



「貸付希望農用地の
登録申請書」の
提出



貸付希望農地リストに登録

機構から農地を**借りる**
場合の流れ

人・農地プラン作成地区を
単位として募集



受け手から
「農用地借受け申出書」の
提出



借受け希望者リストに登録



農地中間管理機構（委託を受けた市町村）

賃料や貸借条件等について、出し手と受け手から
詳細を聞き取り、マッチングを進め、農用地利用
集積計画の原案を作成



県：農用地利用集積計画への同意



農業委員会：農用地利用集積計画の決定



市町村：農用地利用集積計画の公告
「機構と出し手・受け手との貸借契約」



機構集積協力金

農地中間管理事業により農地を貸し付けた地域や
貸し手に対する支援制度です。

1 地域集積協力金

- 。実質化した「人・農地プラン」の策定地域を対象として、地域内のまとまった農地を農地中間管理機構(以下「機構」)に貸し付け、担い手への農地集積・集約化を図る場合に協力金を交付します。
- 。同一年度内で(1)と(2)の重複交付が可能です。

(1) 集積タイプ

1 交付対象

機構を活用して担い手への農地集積等に取り組む地域

2 交付要件

交付対象面積のうち、「1割以上」が新たに担い手に集積されることが確実であること。ただし、担い手が不足する地域など、一定の条件の下で割合が1/2に緩和されることがあります。

3 交付単価

地域の農地面積のうち、機構を活用して担い手に貸し付けられた面積の割合(活用率)に応じて、以下の単価に基づき地域に交付

	機構の活用率		交付単価
	一般地域	中山間地域	
区分1	20%超40%以下	4%超15%以下	1.0万円/10a
区分2	40%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a
区分3	70%超	30%超50%以下	2.2万円/10a
区分4		50%超	2.8万円/10a

※上記は令和4年度の予定単価です。

(2) 集約化奨励金

1 交付対象

機構からの転貸により、農地の集約化を図る場合に奨励金を交付します。

2 交付要件（翌々年までに満たすこと）

- ・地域の農地面積に占める同一の耕作者の1 ha以上（中山間地域及び果樹園は0.5ha以上、以下同じ）の団地面積の割合が10ポイント以上増加すること
- ・地域の農地面積に占める同一の耕作者の1 ha以上の団地面積の割合が20ポイント以上増加すること等。

3 交付単価

	地域の団地面積の割合	地域の1団地当たりの平均面積	交付単価
区分1	10ポイント以上増加		1万円／10a
区分2	20ポイント以上増加	1.5倍以上増加	3万円／10a

※上記は令和4年度の予定単価です。

4 交付対象面積

- ・機構からの転貸面積の内、新たに団地化した面積

2 経営転換協助力金

経営転換する農業者及びリタイヤする農業者等に対して協助力金を交付します。

1 交付対象

機構を通じて、自作地を担い手に貸し付ける農業者（農地の相続人で農業経営を行わない者を含む）。ただし、令和4年度・5年度は、地域集積協助力金と一体的に取り組む場合についてのみ対象となります。

2 交付要件

農地を10年以上機構に貸し付けること等

3 交付単価

1万円／10a（上限額25万円／戸）

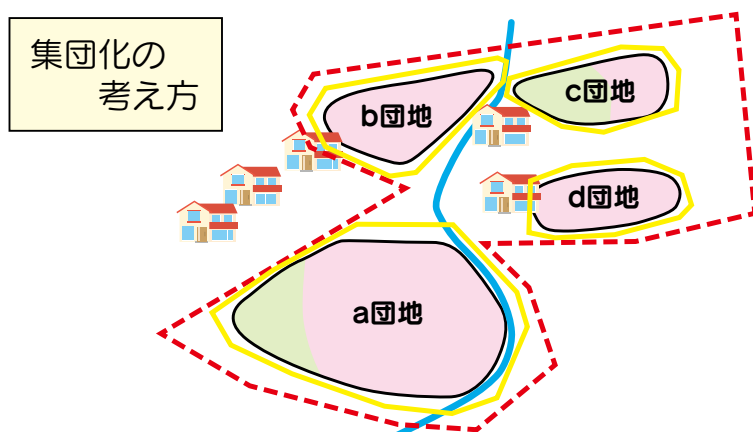
※上記は令和4年度の予定単価です。

農地中間管理機構農地整備事業について

農地中間管理機構は、農地中間管理事業を通して経営規模の拡大、効率的な土地利用を推進しており、**県や土地改良事業団体連合会**と協力しながら、**農地中間管理機構関連農地整備事業**の実施を応援しています。

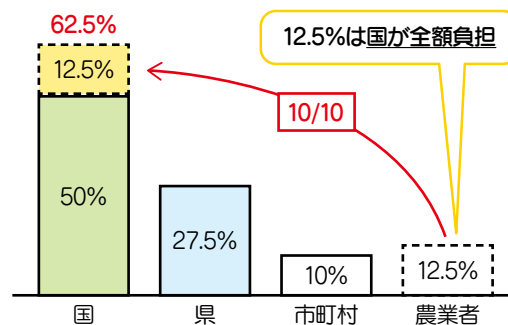
機構関連農地整備事業の5要件

- ① 事業対象農地の全てについて、農地中間管理権が設定されていること
- ② 農地整備する各団地の合計面積が10ha以上(中山間地域では5ha以上)あり、かつ、各団地が1ha以上の固まりとなっていること
- ③ 農地中間管理権の設定期間が、事業の公告から15年以上あること
- ④ この事業の実施により、担い手への農地の集団化率が80%以上になること
- ⑤ この事業により、事業実施地域の収益性が20%以上向上すること



機構関連農地整備事業のメリット

- ◎ ほ場整備により管理しやすい農地になり、農地の流動化が進み、担い手の育成が進む
- ◎ 機構集積協力金の交付
- ◎ 固定資産税の軽減措置(5年間1/2に)
- ◎ 農家の自己負担なしで、ほ場整備が実施可能！
従来の農家費用負担分(12.5%)の全額を国が負担する



◎ 県がほ場整備工事を実施

現在実施地区：阿南市(芳崎、長生中央、黒地)、小松島市(和田島、黒地)

農地を貸したい方へ

登録申請書記載例

様式第1号

受付印

貸付希望農用地の登録申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

市町村農地中間管理事業担当課長 殿

住 所 徳島市北佐古一番町5番12号

【フリガナ： トクシマ ノウチ 】

氏 名 徳 島 農 地

電話番号 088 (624) 7247

私は、次の農用地等を貸付希望地として登録申請します。

なお、登録申請した農用地の管理及び申請書記載データの公開等に関しては、下記に記載の事項について承諾等しています。

- 登録申請する農用地等
別添「貸付希望農用地リスト」のとおり
- 農用地等の利用方法等にかかる希望
貸付希望農用地の利用方法等にかかる私の希望は次のとおりです。

該当する項目に○印を付けてください

☐	農地の利用方法に制約をつけたい（形状を変えずに利用してほしい等）
☐	農地の利用方法に制約をつけない
☐	賃料について具体的な希望がある
☐	賃料は、0円でかまわない
☐	※上記以外のことで具体的な希望等があれば記入してください 地域外の担い手への貸付も可能です。

- 登録申請した農用地等の管理
農地中間管理機構（以下「機構」）の農地中間管理事業（以下「機構事業」）による手続きで、「借受希望者」が見つかるまでの間は、所有者が自ら農用地を管理してください。
借受希望者が見つからない場合、本登録申請による有効期間は2年後の年度末（3月）までとします。
なお、引き続き貸付を希望される場合は再登録が必要です。
また、対象は市街化区域以外の農地ですのでご注意ください。
- 申請書記載データの公開
本申請書に記載の情報は、機構事業実施のため、必要に応じ、機構事業に関係する機関、団体、個人へ「情報開示」されることについてご了承ください。また、農用地の所在、面積、登記地目については、当公社のホームページで公表されることがありますのでご了承ください。
上記については、登録申請を受理した時点で了承があったものとさせていただきます。
- 土地改良事業の施行に関する説明と確認
15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

（上記確認しました。 チェック ☒ ）

農地を貸したい方へ

登録申請書記載例

(様式第 1 号の添付書類)

貸付希望農用地リスト

1 貸出希望者

氏 名	住 所	電 話 番 号
【フリガナ： トクシマノウチ】 徳島 農地	徳島市北佐古一番町 5 番 1 2 号	088 - 624 - 7247

2 貸出希望農用地

農地 番号	農地の所在地等							
	市町村	大 字	字	地番	面積(㎡)	地目	栽培作物	収獲量(kg/10a)
1	徳島市	〇 〇	△ △	1 2 3	2,600	畑	ほうれん草	1,000
2	徳島市	〇 〇	□ □	1 4 5	2,000	田	水 稻	490
3	徳島市	〇 〇	□ □	1 4 6	2,000	田	水 稻	490

貸出希望圃場の
主な作目の
平均収量を記
入する

3 貸出希望、賦課金等

農地 番号	貸出の希望 (千円)			賦 課 金 及 び 農 地 等 の 状 況			
	希望年数	最低賃料	希望賃料	隣接道路幅員等	賦課金等の金額	未相続地	隣接する農地の番号
1	1 0	5	7	1 5 m	改良区他 5,000円		—
2	1 0	2 0	2 0	3 m	改良区他 10,000円		3
3	1 0	2 0	2 0	3 m	改良区他 10,000円		2

貸出希望賃料
は1筆毎の金
額を記入する

貸出希望圃場 1
筆ごとの改良区
賦課金、水利費
等を記入する

(注 1) 希望年数は原則として 10 年以上としています

(注 2) 未相続地 (相続できていない農地) に該当する場合は○印を記入してください。

なお、この事業で未相続地の貸借を希望する場合は、相続権の過半を占める相続人の同意が必要です。

4 その他特記事項 ※現在貸借等を行っている場合は、相手方、終期、賃料等を記載してください。

5 マッチングに基づき借受を予定している者の氏名及び農地番号 ※この欄は市町村が記入します

※ 当該農地の地番等が確認できる書類(農家台帳の写し、固定資産課税台帳記載事項証明書等の写し等)を添付してください。

農地を借りたい方へ

借受け申出書記載例

(様式第3号)

農用地借受け申出書

受付印

令和〇〇年〇〇月〇〇日

公益財団法人
徳島県農業開発公社代表理事 宛

農地中間管理事業に係る農用地の借受けを希望しますので、次のとおり申し出ます。
なお、この申出書の記載事項のうち、氏名又は名称、区域内外の農業者の別、希望する農用地等の種別、面積、作物の種別等について、法律に基づく募集結果の公表及び県による農用地利用配分計画の縦覧において公表されることを承諾します。

記

1 申込者

氏名 (法人名・代表者名)	(フリガナ) トクシマ タロウ 徳島 太郎 (徳島)
住所	〒770-0011 徳島市北佐古一番町5-12
生年月日 (個人)	昭和・平成 43年 〇月 〇〇日 (△△才) (男・女)
法人の場合	設立年月日 年 月 日 構成員 名
連絡先	電話 088 (624) 7247

2 区域内外の農業者の別等 (該当する項目に○印を記入ください)

① 募集区域内の農業者	☒	② 募集区域外の農業者	☐	③ 新規就農者	☐
-------------	----------------------------------	-------------	-----------------------	---------	-----------------------

3 借受け希望者の現在の状況 (該当する項目を○印で囲んでください)

①「人農地プラン」に記載の地域の中心経営体	②認定農業者	③認定新規就農者	④集落営農法人
⑤基本構想水準到達者	⑥担い手相互、担い手非担い手間での利用権の交換		
⑦新規参入者(企業参入を含む)	⑧その他		

4 借受けを希望する農用地の条件等

農用地等の場所	市町村名	〇〇市	募集の区域名	※ □□地区
農用地等の種類及び面積	田 30a	畑 50a	樹園地 a	その他 () a
当該農用地で栽培しようとする農作物	1. 露地野菜(ニンジン) 2. 3.			
借受けを希望する期間	令和〇〇年〇月〇〇日～令和△△年〇月〇〇日(10年間)			
希望する農地の条件 (基盤整備、灌排水施設の有無、土質等)	灌排水施設があること			
(参考) 希望する賃料	年間10アールあたり 〇,〇〇〇円～△,△△△円程度			
【農用地を借り入れる理由】 ※該当する項目を○印で囲んでください				
① 規模拡大 ② 経営農地の集約化 ③ 新規参入				
④ その他 []				

※ 印の枠内には、公社が公募の際に設定した区域名をご記入下さい。
応募を辞退したい時は別途申し出が必要です。

(裏面へつづく)

農地を借りたい方へ

借受け申出書記載例

(裏面)

5 現在の農業経営状況

労働力の状況		家族労働力	3	人	雇用労働力	常雇	1人、	臨時	3	人
経営の状況	作目・部門	面積(a)又は飼養頭羽数	農業施設、機械の所有状況				備 考			
①所有地	水稻	50.0	ハウス				a			
	カブ	40.0	トラクター							
	ニンジン	100.0	(6 4) 馬力				1 台			
			(2 7) 馬力				1 台			
			田植機							
			(6) 条植				1 台			
			() 条植				台			
	(小計)	190.0	コンバイン				台			
②借入地	水稻	50.0	(3) 条刈				1 台			
	ニンジン	200.0	() 条刈				台			
			その他							
			ニンジン掘り取り機				1 台			
			動力噴霧器				1 台			
	(小計)	250.0	洗浄機				1 台			
③作業受託			トラック				1 台			
	(小計)									
合 計		440.0								

○ この借受け申出書は、取り下げ等の申し出がない限り、継続されます。

貸付希望農用地の登録申請書

令和 年 月 日

市町村農地中間管理事業担当課長 殿

住 所

【フリガナ： 】

氏 名

電話番号 ()

私は、次の農用地等を貸付希望地として登録申請します。

なお、登録申請した農用地の管理及び申請書記載データの公開等に関しては、下記に記載の事項について承諾等しています。

- 登録申請する農用地等
別添「貸付希望農用地リスト」のとおり
- 農用地等の利用方法等にかかる希望
貸付希望農用地の利用方法等にかかる私の希望は次のとおりです。

該当する項目に○印を付けてください

☐	農地の利用方法に制約をつけたい（形状を変えずに利用してほしい等）
☐	農地の利用方法に制約をつけない
☐	賃料について具体的な希望がある
☐	賃料は、0円でかまわない
☐	※上記以外のことで具体的な希望等があれば記入してください

- 登録申請した農用地等の管理
農地中間管理機構（以下「機構」）の農地中間管理事業（以下「機構事業」）による手続きで、「借受希望者」が見つかるまでの間は、所有者が自ら農用地を管理してください。
借受希望者が見つからない場合、本登録申請による有効期間は2年後の年度末(3月)までとします。
なお、引き続き貸付を希望される場合は再登録が必要です。
また、対象は市街化区域以外の農地ですのでご注意ください。
- 申請書記載データの公開
本申請書に記載の情報は、機構事業実施のため、必要に応じ、機構事業に係る機関、団体、個人へ「情報開示」されることについてご了承ください。また、農用地の所在、面積、登記地目については、当公社のホームページで公表されることがありますのでご了承ください。
上記については、登録申請を受理した時点で了承があったものとさせていただきます。
- 土地改良事業の施行に関する説明と確認
15年以上の借受期間を設定した農用地等については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の土地改良事業が行われることがあります。

(上記確認しました。 チェック □)

(様式第 1 号の添付書類)

貸 付 希 望 農 用 地 リ ス ト

1 貸出希望者

氏 名	住 所	電 話 番 号
【フリガナ： 】		

2 貸出希望農用地

農地 番号	農地の所在地等							
	市町村	大 字	字	地番	面積(㎡)	地目	栽培作物	収穫量(kg/10a)

3 貸出希望、賦課金等

農地 番号	貸出の希望 (千円)			賦 課 金 及 び 農 地 等 の 状 況			
	希望年数	最低賃料	希望賃料	隣接道路幅員等	賦課金等の金額	未相続地	隣接する農地の番号

(注1) 希望年数は原則として10年以上としています

(注2) 未相続地(相続できていない農地)に該当する場合は○印を記入してください。

なお、この事業で未相続地の貸借を希望する場合は、相続権の過半を占める相続人の同意が必要です。

4 その他特記事項 ※現在賃借等を行っている場合は、相手方、終期、賃料等を記載してください。

--

5 マッチングに基づき借受を予定している者の氏名及び農地番号 ※この欄は市町村が記入します

--

※ 当該農地の地番等が確認できる書類(農家台帳の写し、固定資産課税台帳記載事項証明書の写し等)を添付してください。

農用地借受け申出書

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県農業開発公社代表理事 宛

農地中間管理事業に係る農用地の借受けを希望しますので、次のとおり申し出ます。
なお、この申出書の記載事項のうち、氏名又は名称、区域内外の農業者の別、希望する農用地等の種別、面積、作物の種別等について、法律に基づく公募結果の公表及び県による農用地利用配分計画の縦覧において公表されることを承諾します。

記

1 申込者

氏 名 (法人名・代表者名)	...(フリガナ)..... ⑩		
住 所	〒		
生年月日 (個 人)	昭和・平成 年 月 日 (才) (男・女)		
法人の場合	設立年月日 年 月 日 構成員 名		
連 絡 先	電話 () 携帯		

2 区域内外の農業者の別等 (該当する項目に○印を記入ください)

①公募区域内の農業者	②公募区域外の農業者	③新規就農者
------------	------------	--------

3 借受希望者の現在の状況 (該当する項目に○印で囲んでください)

①「人・農地プラン」に記載の地域の中心経営体	②認定農業者	③認定新規就農者	④集落営農法人
⑤基本構想水準到達者	⑥担い手相互、担い手非担い手間での利用権の交換	⑦新規参入者(企業参入を含む)	⑧その他

4 借受けを希望する農用地の条件等

農用地等の場所	市町村名			公募区域名	※
農用地等の種類及び面積	田 a	畑 a	樹園地 a	その他()	
当該農用地で栽培しようとする農作物	1	2	3		
借受けを希望する期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日(年間)				
希望する農地の条件 (基盤整備、灌排施設の有無、土質等)					
(参考)希望する賃料	年間10アールあたり 円 ~ 円程度				
[農用地を借り入れる理由]※該当する項目に○印を記入ください					
① 規模拡大 ② 経営農地の集約化 ③ 新規参入					
④ その他[]					

※印の枠内には、公社が公募の際に設定した区域名をご記入ください。(裏面へ続く)

切り取り線

(裏面)

5 現在の農業経営状況

労働力の状況		家族労働力	人	雇用労働力	常雇	人、臨時	人
経営の状況	作目・部門	面積(a)又は 飼養頭羽数	農業施設、機械の 所有状況		備 考		
① 所有地			ハウス	a			
			トラクター				
			()馬力	台			
			()馬力	台			
			田植機				
			()条植	台			
			()条植	台			
(小 計)		コンバイン					
② 借入地			()条刈	台			
			()条刈	台			
			その他				
	(小 計)						
③ 作業受託							
	(小 計)						
合 計							

○ この借受け申出書は、取り下げ等の申し出がない限り、継続されます。

切り取り線

農地集積加速化事業(農山漁村未来創造事業)

事業の目的

重要な生産基盤である農地の最適かつ効率的な利用を進めるため、本県が抱える様々な課題や多様なニーズに対応した総合的な支援により、機構を活用した担い手への農地集積・集約化を加速し、地域の実情に応じた持続可能な農業の実現を図ります。

共通事項

- ・本事業の実施は、機構を通じた賃貸借が行われている農地を対象とします
- ・農地の借り手については、「実質化された人・農地プラン」の中心経営体として位置付けられた経営体を対象とします
- ・指定期間は令和4年1月から12月末までとします
- ・以下の事業について、予算の範囲内で支援を行います(応募状況によっては年度途中で終了する可能性あり)

貸し手支援

①農地集積促進協力金

農地の貸し手に対し、貸付面積に応じて協力金を交付する。

- ◇交付要件
- ・農業振興地域の区域内の農地であること
 - ・自作地を5年間以上の期間貸し付けること
 - ・指定期間内に30a以上の貸付けが行われること
- ◇交付率 10千円/10a以内(定額) 上限250千円/戸 ※a単位以下切捨

借り手支援

②条件不利農地借受支援事業

中山間地域等の条件不利な農地を借り受けた受け手に対し、奨励金を交付する。

- ◇交付要件
- ・指定期間内に新たな借受けが行われること
 - ・中間農業地域又は山間農業地域の農地であること
 - ・1区画が10a未満の狭小な農地であること
- ◇交付率 10千円/10a以内(定額) 上限500千円/経営体 ※a単位以下切捨

借り手支援

③経営拡大支援事業

人・農地プランに位置付けられた経営体が経営規模の拡大や作業の効率化を図るために必要な機械等の導入整備を支援する。

- ◇要件
- ・指定期間内に機構借受が行われること
 - ・事業終了後も機構を活用した規模拡大が見込まれること
 - ・スマート農業支援タイプは指定された先進的技術の導入であること
 - ・新規就農支援タイプは原則就農後2年以内の認定新規就農者であること

◇上限額	指定期間内の機構借受(※1)	上限額	上限額(新規※2)
	0.3ha以上 0.5ha未満	1,000千円	2,000千円
	0.5ha以上 1.0ha未満	2,000千円	3,000千円
	1.0ha以上 2.0ha未満	3,000千円	—
	2.0ha以上	4,000千円	—

※1 借受面積には新たな借受を含むこと ※2 新規就農支援タイプの場合

- ◇交付率
- 一般 3/10以内
 - スマート農業タイプ 4/10以内
 - 新規就農支援タイプ 1/2以内

- ◇対象機械・施設
- ・運搬車両、フォークリフト等の汎用性の高いものは除く
 - ・農業の生産・流通に直接関係する施設であること

農地保全・活用

④お試しほ場活用促進事業

機構が中間保有している農地での新規就農者や就労支援施設等による「お試しほ場」としての活用を支援する。

- ◇要件
- ・機構が一定期間以上中間保有している農地であること
 - ・農業支援センターやJA等の協力により、技術指導体制が整っていること
- ◇対象経費
- ・新規就農者等への指導に係る経費
 - ・試験的就農に必要な経費(種苗費等)
- ◇交付率 100千円/10a以内(定額) 上限250千円/件

農地中間管理事業の市町村受付相談窓口

農地中間管理事業のご相談は、お住まいの市町村又は、
徳島県農地中間管理機構までお願いします

市町村名	窓口担当	電話番号
徳島市	農林水産課	088-621-5246
鳴門市	農林水産課	088-684-1153
小松島市	農林水産課	0885-34-9292
阿南市	農林水産課	0884-22-1598
吉野川市	農林業振興課	0883-22-2223
阿波市	農業振興課	0883-36-8720
美馬市	農林課	0883-52-5609
三好市	農林政策課	0883-72-7617
勝浦町	農業振興課	0885-42-1505
上勝町	産業課	0885-46-0111
佐那河内村	産業環境課	088-679-2115
石井町	産業経済課	088-674-1118
神山町	産業観光課	088-676-1118
那賀町	農業振興課	0884-62-3776
牟岐町	産業課	0884-72-3419
美波町	産業振興課	0884-77-3617
海陽町	農林水産課	0884-76-1511
松茂町	産業環境課	088-699-8714
北島町	まちみらい課	088-698-9806
藍住町	建設産業課・産業支援室	088-637-3120
板野町	産業課	088-672-5994
上板町	産業課	088-694-6806
つるぎ町	産業経済課	0883-62-3114
東みよし町	産業課	0883-79-5345

徳島県農地中間管理機構（公益財団法人 徳島県農業開発公社）

〒770-0011 徳島市北佐古一番町5番12号JA会館8階
 TEL 088-624-7247 FAX 088-624-8751
 ホームページ <http://www.tokushima-kousha.jp>
 メールアドレス home@tokushima-kousha.jp